

「鹿児島市鴨池公園水泳プール」

指定管理者の業務指針

鹿児島市スポーツ課

令和7年6月

1 管理運営の基本方針

(1) 施設の設置目的、機能

鹿児島市鴨池公園水泳プール（以下「鴨池プール」という。）は、1972年（昭和47年）開催の太陽国体に向けて整備されたプールが老朽化したこと等を踏まえ、市民の誰もがいつでも楽しく利用でき、また、各種大会が開催可能な屋内・屋外プール施設として、2011年（平成23年）4月にPFI方式で整備された。

鴨池プールは、市民のスポーツ・レクリエーション活動を推進するため、市民一人スポーツをモットーに、市民一人一人が家庭・職場・地域において、生涯を通じて日常的にいつでも、どこでも、気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう設置し、市民の生涯スポーツの普及・振興及び競技力の向上を図ることを目的としている。

(2) 管理運営

季節等による利用者数の変動等に伴う管理業務量の変動を考慮し、より効率的な組織・体制での運営を心がけるとともに、運営コストを常に意識し、経費の縮減に努めること。

また、施設の運営管理については、利用者の安全性・利便性確保のために必要な人員を配置するとともに、専門的な知識・経験を要するところには必要な人員を配置すること。

(3) 施設の維持管理

施設の機能を十分に発揮でき、利用者が安全かつ快適に利用できるよう適切に管理するとともに、施設の美観的・機能的・経済的損失を最小限にとどめるよう点検・補修及び清掃等を適切に行うこと。特に、プールについては、常日頃から衛生管理に努めるとともに各種法令等、文部科学省・国土交通省策定「プールの安全標準指針」及び厚生労働省健康局長通知「遊泳用プールの衛生基準について」を遵守し、適正な管理を心がけること。

(4) その他植栽等の維持管理

その他植栽等の維持管理は、その特徴を十分に把握し、年間計画をたて、適切に行うこと。

(5) 利用者等の要望・苦情等への対応

地域住民や利用者の要望・苦情等については、迅速かつ適切に処理するとともに、管理運営に反映させること。また、その内容及び対応については、速やかに本市に報告すること。これらの手順については、マニュアルとしてまとめておくこと。

(6) 平等利用

正当な理由がない限り市民が施設を利用することを拒んではならず、また、施設の利用に当たって不当な差別的扱いをしないこと。

(7) 情報公開

施設の管理運営を行うに当たって作成し、又は取得した文書等については、個人情報などあらかじめ非開示情報として定めているもの以外は、開示を求める者に対して、これを開示すること。

(8) モニタリング

利用者等に対して施設の管理運営についてのアンケート調査を行うなど、施設に対するニーズ等の把握を行い、この結果については、速やかに本市に報告すること。

また、報告に対する本市からの指摘事項があったときは、業務を改善するとともに、調査等によって得られた施設運営に関する満足度や意見などの結果については、自己評価し、

(9) 市民サービスの向上

(10) 利用促進

(11) 地域住民や他施設等との連携

2 施設の概要

- #### (4) 施設概要

- ア メインプール棟・飛込プール

構 造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階・地上3階建

延床面積 10,078.15 m²

施設内容 屋内50mプール（国際公認）、可動床（3分割、深さ0～3.0m）、観覧席（2,078席）、スタジオ（トレーニングスペース）、会議室、屋外飛込プール（国際公認）など

イ サブプール棟

構 造 鉄筋コンクリート造 地上2階建

延床面積 1, 7 1 4. 0 1 m²

施設内容 屋内25mプール、幼児用プール

- (5) 施設の全体図 別紙2のとおり

3 利用時間等

(1) 利用時間

- 2

(2) 使用期間

- ① メインプール棟 通年
- ② サブプール棟 4月1日から9月30日まで
- ③ 飛込プール 5月1日から9月30日まで

(3) 休業日

① メインプール棟

ア 月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日で休日でない日）

イ 12月29日から翌年の1月3日まで

ただし、令和7年度においては、指定管理者の提案により12月29日を開業日としている。

② サブプール棟・飛込プール

月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日で休日でない日）

(4) 利用時間及び休業日の変更

(1)及び(3)にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に休業日を設け、若しくは臨時に開業することができる。

(5) 公園内の禁止行為

① 鹿児島市公園条例（昭和42年条例第92号。以下「公園条例」という。）に基づく行為の禁止（ただし、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条1項、同法第6条第1項若しくは第3項又は公園条例第3条の許可に係るものについては、この限りでない。）

ア 公園を損傷し又は汚損すること。

イ 竹木を伐採し又は植物を採取すること。

ウ 土地の形質を変更すること。

エ 鳥獣類を捕獲し又は殺傷すること。

オ はり紙若しくははり札をし又は広告を表示すること。

カ 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ又はとめおくこと。

キ 立入禁止区域に立入ること。

コ 公園をその用途外に使用すること。

② 鹿児島市鴨池公園水泳プール管理規則に基づく禁止行為

ア 場内の秩序を乱し、又は風紀を害する行為をすること。

イ 場内の施設を損傷する行為をすること。

ウ その他管理上支障がある行為をすること。

(6) 公園内における行為の制限

次に該当する行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- ① 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- ② 業として写真又は映画を撮影すること。
- ③ 興行を行なうこと。

- ④ 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- ⑤ 車両を定期的に乗り入れること。

4 業務の範囲及び留意事項

(1) 管理運営に関する主な業務の範囲

① 管理業務

ア 基本的な管理運営業務

- (ア) 総括責任者として、施設長を1人配置すること。なお、総括責任者は、「遊泳用プールの衛生基準」(厚生労働省通知)に基づき、プールの安全及び衛生に関する知識を有するとともに、公的機関や公益法人等の実施する救助方法及び応急手当に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とする。また、プールについて、管理上の権限を行使し、関与する全ての従事者に対するマネジメントを総括し、安全かつ衛生的な管理及び運営にあたること。
- (イ) 公益財団法人日本水泳連盟の定めるプール公認規則第15条の規定によるプール管理者を配置すること。
- (ロ) 労働関係法令を遵守するとともに、管理運営に支障がない勤務体制をとること。
- (ハ) 鴨池プールの管理運営に関すること。
- (ニ) 鴨池プールで実施するスポーツ教室等の企画運営及びスポーツ指導に関すること。
- (ホ) 鴨池プールの施設、付属設備及び備品を提供すること。
- (ヘ) 鴨池プールの維持保全に関すること。
- (ヘ) 鴨池プールの安全監視・指導に関すること。
- (ケ) 鴨池プールの水質管理に関すること。
- (コ) その他鴨池プールの設置目的を達成するために必要な事項

イ 自家用電気工作物の主任技術者の選任等

- (ア) 主任技術者は、鴨池プールに常時勤務する者から選任すること。
- (イ) 設置者(本市)は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、主任技術者の意見を尊重すること。
- (ロ) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従うこと。
- (エ) 主任技術者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。

ウ 衛生管理者の選任等

- (ア) 衛生管理者は、「遊泳用プールの衛生基準」(厚生労働省通知)に基づき、鴨池プールの常時勤務する者から選任すること。
- (イ) 選任に当たっては、プールの安全及び衛生に関する知識を有するとともに、公的機関や公益法人等の実施する救助方法及び応急手当に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とする。
- (ロ) 衛生管理者は、水質やプール水の浄化消毒についての知識等を有し、プールの衛生及び管理の実務にあたること。

エ 監視員の選任等

- (ア)「プールの安全標準指針」（文部科学省、国土交通省）に基づき、施設の規模に見合う十分な数の監視員を配置すること。
- (イ) 選任に当たっては、公的機関や公益法人等の実施する救助方法及び応急手当に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とする。
- (ウ) 利用者の安全確保及び事故防止のために、プール全体をもれなく監視するとともに、事故等の発生時に救助活動など必要な対応を行うこと。

オ 救護員の選任等

- (ア)「プールの安全標準指針」（文部科学省、国土交通省）に基づき、救急救護の訓練を受けた救護員をプールサイドなど適当な位置に相当数配置すること。この場合において、救護員は監視員を充てることを認める。
- (イ) 選任に当たっては、救急救護に関する資格を取得した者とする。
- (ウ) 事故が発生した場合には速やかに対応すること。

カ 職員への研修の実施

- (ア) 職員の能力向上のために必要な研修を行うこと。
- (イ) 救急法訓練（自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用方法等）を実施すること。

キ 事業計画書の作成

指定管理者が行う業務に関する事業計画書を毎年度作成し、年度が始まるまでに本市に提出し、承認を得ること。

ク 各種報告書の作成

この業務指針の「７ 報告書の作成」を参照すること。

ケ 第三者への委託

清掃、警備といった個々の業務は第三者へ委託できるが、管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできない。また、公の施設の管理のあり方を踏まえ、管理の主たる業務を委託することは適当でない。

また、第三者に委託する業務については、事前に本市に了承を得ることとし、契約後は、常に実施状況を把握するとともに、必要に応じて指導するなど、責任を持って管理すること。

なお、第三者に業務を委託する場合は、地元業者を優先して選定するよう努めること。

コ 危険防止等のための施設の利用禁止及び制限

サ 他都市からの行政視察及び見学者等への施設の説明

シ 各種物品、消耗品の購入

ス 光熱水費等の支払などの経理事務

セ 本市が推進する事業に伴う業務等

② 受付、案内業務

ア 施設利用の予約受付、案内業務

事務室又は受付カウンターにおいて、受付及び案内業務を行う職員を開館時間中、常時１名以上配置すること。

イ 減免申請の受付等

鹿児島市公園条例及び鹿児島市鴨池公園水泳プール管理規則に定める使用料の減免にかかる受付、事務処理等を適正に行うこと。

③ 利用促進に関する業務

ア 広報に関する業務

広報誌やホームページでイベント等の周知を図ること。

イ 利用促進イベント等に関する業務

イベントの企画、講座の開催や各種大会の誘致活動など、施設や地域の特性を生かした独自の活動を年1回以上実施すること。

ウ 水泳教室事業に関する業務

生涯スポーツの普及・振興を図るため、水泳教室の企画・運営を行うこと。

【水泳教室の内容】

- ・ 親子ふれあい水泳教室（年3回）
- ・ 高齢者健康づくり水泳教室（年3回）

1回あたりの開催日数は各教室6日間、1日あたり1時間程度とする。

また、これらの教室の開催に当たっては、市民のひろば等で広報を行うため、スポーツ課と十分協議を行うこと。

④ その他

ア 本市等が主催する行事等及びスポーツキャンプ等の使用に際しては、本市等と連携を図りながら、施設予約の調整等の対応を行うこと。

イ 公共的団体（鹿児島市小・中・高等学校体育連盟等を含む。）が主催する行事等については、本市と連携を図りながら、施設予約の調整などを行うこと。

ウ 利用調整が必要な場合は、次のとおりとする。なお、同規模の大会については、申込者において相互協議を行い、調整がつかない場合は、抽選により決定すること。

(ア) 市教育委員会及び市関係行事を優先する。

(イ) 大会の場合、優先順位は次のとおりとする。

- ① 国際大会
- ② 全国大会
- ③ ブロック大会、九州大会
- ④ 県大会（ア）全国大会、ブロック大会等につながるもの
（イ）その他の県大会
- ⑤ 市大会

(2) 施設の維持管理に関する主な業務の範囲（詳細は別紙3及び別紙4のとおり）

① 施設の保守管理業務

施設を適切に運営するために、日常的に施設の点検を行い、仕上材の浮き、ひび割れ、はがれなどが発生しない状態を維持し、かつ美観を維持すること。

また、施設を良好な状態で安全かつ安心して利用できるよう、日常的に建築物等の点検を行い、台風や豪雨等の後においても異常がないか点検するなど、施設の良好な保全に努めること。さらに、建築物等の不具合を発見した際には、速やかに、その改善が図られるよう適切に対処すること。なお、日常的な建築物等の点検に当たっては、本市の「施設点検シート」をもとに、施設の実情に合わせた点検内容とし、点検結果

については、対処状況を含め本市に報告すること。

② 施設及び敷地内清掃

施設の良好な衛生環境、美観の維持に心がけ、公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

また、作業時は、通行者や壁等にほこり、清掃用水等を飛散させないように十分注意すること。

③ 設備等の保守点検

附属設備等の安全の確保及び適切な管理運営のために、次に掲げる保守点検等の必要な処置を講じること。なお、保守点検結果のまとめについては、本市に報告すること。

ア 附属施設の法定点検及び初期性能、機能保全のため、外観点検、機能点検、機器動作特性試験、整備業務等を行うこと。

イ 故障等の発生や短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やかにその改善が図られるよう適切に対処すること。

④ 警備業務

施設の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保した警備業務を実施するとともに、防火管理者を設置すること。

⑤ プール等安全管理業務

「プールの安全標準指針」（文部科学省、国土交通省）に基づいて、プール等の安全管理を行い、事故防止に努めること。

また、プールの安全を確保するために、施設面の安全確保とともに、管理・運営面での管理体制、点検及び監視について、徹底した安全対策を図ること。

ア プールの点検

(ア) 点検チェックシート（日、月、年）を作成し、適切な点検を行うこと。

(イ) 排（環）水口・吐出口の点検については、特に注意を払い、必要な場合は、専門業者による確認、点検及び修理を行うこと。

(ロ) チェックシートは、3年以上保管し、点検時には、過去の点検結果との照合を行うこと。

(ハ) 使用しない期間があるプールにおいては、使用期間前及び使用期間後に、また、通年使用するプールにおいては、1年に1回以上、全換水を行い、水を抜いた状態で、定期的な点検を行うこと。

イ 日常の点検及び監視

監視、利用指導及び緊急時の対応のため、監視員の適切な配置を行うとともに、従事者には、事故防止策や事故発生時の対応方法等について十分な知識を持って業務にあたらせること。

(ア) 施設の点検

毎日の利用前後及び利用中の定時ごとに安全面の点検を行うこと。

(イ) 監視及び救護

a 監視員及び救護員は、利用者数等に応じて適切に配置するとともに、監視員の集中力を持続させるため、休憩時間の確保も考慮すること。

b 監視設備（監視台）は、プール全体が見渡せる位置に相当数を配置すること。

- c 幼児及び小学校低学年の子どもには特に注意を払うこと。また、その保護者等に対して、子どもから目を離さないよう注意を促すこと。
- d 溺水事故やプールサイドでの転倒事故などを防止するため、禁止事項を定め、利用者に対し周知を行うとともに、監視員等は違反者に対し、適切な指導を行うこと。
- e 遊泳を通じて利用者に迷惑を及ぼすおそれのある者（感染症にかかっている者、泥酔者等）については遊泳をさせないなどの配慮をすること。

(㇑) 緊急時への対応

施設の異常や事故を発見、察知したときの緊急対応の内容及び連絡体制を整備するとともに、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底しておくこと。

a 施設の異常を発見した場合の対応

- (a) 危険箇所に遊泳者を近づけない。
- (b) 遊泳者を速やかに避難させ、プール使用を中止する。
- (c) プールの使用を中止した場合、当該箇所の修理が完了するまで、プールを使用しない。
- (d) 排（環）水口、吐出口の異常が発見された場合、速やかに循環ポンプ類を停止する。

b 人身事故が起きた場合の対応

- (a) 傷病者を救助し、安全な場所で適切な応急手当を行う。
- (b) 二次災害を防止する上で必要な場合は、遊泳者等を速やかにプールサイドに避難させる等の処理を行う。
- (c) 必要に応じて、救急車を要請し、緊急対応の内容に従い、関係者に連絡する。

(3) 自主提案事業

自主提案事業（具体的に本市が指定する業務以外に希望、提案する業務）がある場合は、事業計画書（様式1）にその内容を記載すること。また、自主提案事業の実施に要する経費は、人件費を含めた総額を収支予算書（様式2）に記載すること。なお、この業務の対価として、通常の使用料及び材料費等実費相当以外のものを利用者から徴収することはできないので注意すること。

(4) 自主事業

以下に該当する自主事業（自主提案事業以外に、一事業者として実施する収益事業）がある場合は、事業計画書（様式1）にその内容を記載すること。

- ① 施設の設置目的の趣旨を踏まえた内容であること。
- ② 施設の利用促進が図られること。
- ③ 市民サービスの向上が見込まれること。
- ④ 利用者の平等利用を確保すること。

5 職員の確保

「4 業務の範囲及び留意事項」を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を遵守し、市民サービスの向上と安全確保を図り、効率的な施設

運営を行うために適正な人数の職員を配置すること。

6 委託料について

当該施設の管理運営に係る委託料の年間見込み額については、以下のとおりである。

年間見込み額 208,400千円

※ 上記の額は、消費税及び地方消費税に相当する額を含めていない。

※ 上記の額は、水泳教室事業に要する経費は見込んでいるが、自主提案事業に要する経費は見込んでいないため、実施する場合、必要な経費は全て見込むこと。

※ 上記の額は参考であり、提案に当たっては、指定期間内における人件費や事務費など管理運営に必要な経費は全て見込むこと。

※ 上記の額は、今後の物価高騰の影響を加味していない。

7 報告書の作成

(1) 業務報告書

次の事項を記載した業務報告書を作成し、当月分を翌月の7日までに本市に提出すること。

- ① 管理運営の業務の実施状況等を記載した業務報告書
- ② 施設ごとの利用件数、利用者数及び施設使用料
- ③ 施設ごとの減免受付件数、減免対象人数及び減免額
- ④ その他特に報告を求めるもの

(2) 事業報告書及び収支計算書

毎会計年度終了後、30日以内に事業報告書及び収支計算書を本市に提出すること（役員名簿を含む。）。

(3) その他の報告書の提出

管理業務の実施状況の確認及び利用者数の把握等のために必要なその他の報告書を適宜本市に提出すること。

8 管理運営費の精算

毎会計年度終了後、30日以内に管理運営費の支出の内訳を明らかにした精算書を提出し、本市の承認を受けなければならない。この精算書において、光熱水費について、指定管理者が管理運営に要した費用の額が、本市の支払額に満たない場合は、原則としてその差額は本市に返還するものとする。

9 施設等の修繕の費用負担

1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下の施設及び設備等（以下「施設等」という。）の修繕については、年度協定書に定める委託料における修繕費（以下「修繕費」という。）の範囲内において、指定管理者が行うものとする。ただし、修繕費の範囲内では対応が困難な場合においては、本市と指定管理者が協議して対応するものとする。

1件につき100万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える施設等の修繕については、本市が行うものとする。ただし、特別な事由があると本市が認めるときは、本市と指定

管理者が協議して対応するものとする。

また、施設等の改造については、本市と指定管理者が協議して対応することとする。

なお、上記にかかわらず、施設等の損傷が指定管理者の責めに帰すべき事由により生じたときは、指定管理者の負担とする。

※ 上記１件あたりの修繕額は、現指定管理者との直近の協定書に記載された額であり、今後、協議の結果次第で変更される可能性もあります。

10 調査、監督

本市が行う管理状況の把握のための調査、それに基づく是正措置に係る指示等については、正当な理由なくこれを拒否することはできない。

11 指定管理者に対する監査

本市は、指定管理者が行う施設の管理に係る出納関連の事務について監査を行うことができる。

12 物品の帰属等

管理に必要な備品等の帰属については、本市と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

13 安全管理

事故の防止や防犯、プール等に係る水難事故への対策などについては、保安警備に努めるなど利用者が安心して利用できる環境を確保すること。

14 緊急時の対応

(1) 予防段階

事故や地震その他災害等緊急時の対策については、日頃から必要な訓練を行うとともに、利用者を適切に避難誘導できる体制を整えること。

(2) 被害等が発生又は発生するおそれがある段階

台風や地震、事件、事故等により、施設や利用者への被害、管理運営への影響が予想されるときは、被害等を防止、軽減するための必要な措置をとるとともに、被害等が発生した場合には、直ちに応急的な措置をとり、速やかに本市へ状況を報告すること。

(3) 大規模災害時の対応

本市が災害救助法の適用を受けるなどの突発的かつ大規模な災害が発生した際は、公の施設の管理者として、施設の安全点検を行い、使用が可能な場合には、市の承諾を得て、平常時の人員体制の範囲内で、避難者の受入れなど、適切な対応を行うこと。

ただし、突発的な災害により、市と連絡を取ることが困難な場合には、自らの判断により避難者の受入れ等を行うこと。

なお、避難者が多数集まり、結果として指定避難所として指定されるなど、施設の管理に係る協定の範囲を超える負担が生じる場合、本市と指定管理者で協議の上、本市がその業務等を指示するものとし、その費用は合理性が認められる範囲で本市が負担することとする。

15 衛生管理

常日頃からプールの衛生管理やレジオネラ対策等に努めるとともに、各種法令等及び厚生労働省健康局長通知「遊泳用プールの衛生基準について」を遵守し、利用者が安心して利用できるよう適切な管理を行うこと。

16 秘密保持義務

個人情報適切に保護されるように配慮するとともに、当該施設を管理運営するうえで知ることのできた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

指定管理者でなくなった場合、又は従事者が職務を退いた場合も同様とする。

17 損害賠償

管理業務を実施中に故意又は過失により本市又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

この損害賠償を担保するため、賠償責任保険に加入していない法人等は、保険に加入しなければならない。

18 法令等の遵守

管理に当たっては、法令等に基づき実施しなければならない。

＜主な関係法令＞

- (1) 地方自治法
- (2) 労働基準法、労働組合法、労働関係調整法
- (3) 最低賃金法
- (4) 個人情報の保護に関する法律
- (5) 都市公園法
- (6) 鹿児島市公園条例
- (7) 鹿児島市鴨池公園水泳プール管理規則
- (8) プールの安全標準指針（文部科学省・国土交通省通知）
- (9) 遊泳用プールの衛生基準（厚生労働省通知）
- (10) 公益財団法人日本水泳連盟が規定するプール公認規則
- (11) 鹿児島市会計規則
- (12) 鹿児島市行政手続条例

※ 法令に定めのない事項について疑義が生じた場合の措置については、その都度本市と協議して決定するものとする。

19 基本協定の締結

指定書の交付後、管理の基準、業務の範囲など条例で定める事項のほか、業務執行上必要となる事項を両方で協議し、概ね次の事項について基本協定を締結する。基本協定の締結期間は、指定期間とする。

- (1) 指定管理者に管理させる施設、管理業務等の内容

- (2) 協定期間、委託料の上限額、支払方法
- (3) 施設等の原形変更の承認、原状回復
- (4) 報告書の作成、提出
- (5) 文書の保存等、管理業務の引継
- (6) 調査、監督等
- (7) 指定の取消し、管理業務の停止
- (8) 管理業務の全部委託の禁止等、第三者委託の取扱い、権利義務の譲渡等の禁止
- (9) 損害賠償、非常時の対応
- (10) 守秘義務、個人情報保護、情報の公開
- (11) 利用料金の帰属
- (12) その他、施設の規模、設置目的、費用の区分により必要な事項

また、上記基本協定のほか、各年度に支払う委託料の額、支払方法等について、年度協定を締結する。年度協定の締結期間は、毎会計年度とする。

20 その他

- (1) 施設の利用料金は、指定管理者の収入とする。利用料金の額は公園条例に定める額の範囲内で、市長の承認を得て定めること（詳細は別紙5のとおり）。
- (2) 鴨池プール内にある売店の管理、自動販売機の設置について、指定管理者に指定された団体が希望したときは、別途、都市公園法に基づく申請により、許可する。

設備概要

1 電気設備概要

(1) 受変電設備（地上1階 電気室）

受電電圧 交流3相3線式 60Hz 6,600V

設備容量 3,250KVA

契約電力 763kW

(2) 自家発電設備

受電電圧 交流3相3線式 60Hz 210V

発電容量 150KVA

ディーゼル機関

(3) 直流電源設備

鉛蓄電池 MSE-150型×54個

(4) 主な設備

受変電設備、中央監視設備、自家発電設備、直流電源設備、照明制御システム、電話設備、放送設備、電気時計設備、便所警報設備、インターホン設備、テレビ共聴設備、ITV設備、機械警備設備、計時計測機設備、電光掲示板設備

2 消防設備概要

(1) 消防用設備

火災報知設備、誘導灯、非常警報設備（放送設備）、消火器、スプリンクラー設備、補助散水栓設備

(2) その他の防災設備

防火戸、防火シャッター、非常照明設備、防排煙設備

3 空気調和設備概要

(1) 熱源設備（プール昇温・冷却含む）

空冷ヒートポンプチラー（冷温水同時取出型） 100HP× 1基

高効率空冷チラー（冷温水） 30HP× 7基

高効率空冷チラー（加熱専用） 30HP× 12基

冷水蓄熱槽 150m³

温水蓄熱槽 380m³

冷水・温水膨張タンク 1m³ × 2台

プレート熱交換器 6台

セルアンドチューブ熱交換器 3台

冷温水ポンプ 17台

(2) 空調設備

① メインプール棟

外気取入フィルターユニット 2台

エアハンドリングユニット	10台
顕熱交換器	3台
給気ファン	18台
排気ファン	27台
デリベントファン	3台
エアコン集中管理コントローラー	1面
マルチ型パッケージエアコン	5台
パッケージエアコン	7台
空調換気扇	17台
天井扇	19台
② サブプール棟	
エアハンドリングユニット	1台
顕熱交換器	1台
パッケージエアコン	3台
ルームエアコン	1台
空調換気扇	8台
天井扇	7台
有圧換気扇	6台
ファンコンベクター	1台

4 給排水衛生設備概要

(1) 給水設備

引込管	150A
受水槽	FRP製 有効容量 80m ³
給水方式	加圧給水方式 給水ポンプユニット 3.7kW×2台
ウォータークーラー	冷水能力30ℓ/h×2台

(2) 給湯設備

ヒートポンプ給湯機	加熱能力40kW×10台
ストレージタンク	有効容量21m ³ × 2基
膨張タンク 呼称	4m ³ × 1基
給湯昇温ヒーター	加熱能力15kW×1台
給湯循環ポンプ	0.75kW×1台
パブリック用電気温水器	25ℓ × 1台

(3) 雑用水設備

雑用泥水槽	180m ³
雑用水槽	90m ³

雑用水用ろ過機	ろ過能力	6 m ³ /h r
	ろ過ポンプ	0. 7 5 k W×2 台
	逆洗ポンプ	2. 2 k W ×1 台
給 水 方 式	加圧給水方式	
	給水ポンプユニット	2. 2 k W×2 台

(4) 排水設備

- | | |
|-----------|----------------------|
| ① 排水調整槽 | 2 6 0 m ³ |
| 排水ポンプ | 2. 2 k W×4 台 |
| ② 雨水抑制貯留槽 | 2 0 0 m ³ |
| 排水ポンプ | 2. 2 k W×2 台 |
| ③ 湧水排水ピット | |
| 排水ポンプ | 1. 5 k W ×2 台 4 組 |
| 排水ポンプ | 0. 7 5 k W×2 台 2 組 |

5 昇降機設備

エレベーター（東芝製） 1 基

6 自動ドア

メインプール棟 3 か所
サブプール棟 1 か所

7 プール設備概要

(1) 電解次亜塩素酸生成ユニット（メインプール棟のみ、三洋電機製）

定格消費電力 1. 9 k W ×6 台

(2) 5 0 mプール 4, 0 0 0 m³、環水槽 1 3 0 m³

可動床設備（A床・B床・C床、ヤマハ発動機製）

ろ 過 能 力 2 5 0 m³/hr ×4 台

ろ 過 ポンプ 3 0 k W ×4 台

(3) 飛込プール 2, 2 0 0 m³、環水槽 7 0 m³

ろ 過 能 力 2 0 0 m³/hr ×2 台

ろ 過 ポンプ 2 2 k W ×2 台

ブローポンプ 3. 7 k W ×1 台

散水ポンプ 0. 7 5 k W×1 台

(4) ジャグジー補給水槽 FRP製 3 m³

吐出圧力一定給水ユニット 1. 1 k W×2 台

(5) ジャグジーA

ろ過能力 9 m³/hr

ろ過ポンプ 2. 2 k W

ジェットポンプNo. 1	3. 7 kW
ジェットポンプNo. 2	2. 2 kW
ブロアポンプ	1. 5 kW
(6) ジャグジーB	
ろ過能力	9 m ³ /hr
ろ過ポンプ	2. 2 kW
ジェットポンプ	5. 5 kW
ブロアポンプ	1. 5 kW
(7) ジャグジーC	
ろ過能力	3 m ³ /hr
ろ過ポンプ	1. 5 kW
ブロアポンプ	1. 5 kW
(8) 2.5mプール 約560 m ³ 、環水槽 約24 m ³	
ろ過機 ろ過能力	145 m ³ /hr
ろ過ポンプ	1.5 kW
オーバーフローろ過機 ろ過能力	7 m ³ /hr
オーバーフローろ過ポンプ	0.75 kW
オーバーフロー水中ポンプ	2. 2 kW
(9) 幼児プール 約49 m ³	
ろ過機 ろ過能力	30 m ³ /hr
ろ過ポンプ	3. 7 kW



維持管理業務

1 業務の目的

鴨池公園水泳プールの建築物及び設備機器について、本施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、本施設の機能及び性能を適正な状態で維持することを目的とすること。

2 基本方針

- (1) 関係法令を遵守する。
- (2) 本施設の機能及び性能等を保つ。
- (3) 合理的かつ効率的な業務実施に努める。
- (4) 本施設環境を安全、快適かつ衛生的に保ち、利用者の健康被害を未然に防止する。
- (5) 環境負荷の抑制・環境汚染の防止や省エネルギー・省資源に努める。

3 建築物保守管理業務

(1) 目的

建築物について、本施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、建築物各部位の点検、保守を行うこと。

(2) 留意事項

業務を行うに当たっては、以下の事項に留意して作業を行うこと。

- ① 運営に支障を及ぼさないように業務を行う。
- ② 常に火災、漏水、感電、落下その他の事故が発生することのないように作業を行う。
- ③ 第三者が本施設の設備保守管理員と判断できる服装を身につけるとともに、規則を遵守し、利用者にも明朗親切に対応するよう心掛ける。
- ④ 作業を行うに当たっては、安全を最優先し、事故が無いよう努める。

(3) 業務の対象範囲

本施設の建築物の屋根、外壁、建具（内部・外部）、天井、内壁、床、階段、付属物等

(4) 業務の内容

- ① 適正な性能、機能及び美観が維持できる状態に保つ。
- ② 金属部の錆、結露やカビの発生を防止する。仮に発生した場合は適切な対応策を図り、修繕を行う。
- ③ 開閉、施錠装置、自動扉等が正常に作動する状態を保つ為の点検、処置を行う。
- ④ 建築物において重大な破損、火災、事故等が発生した場合の被害拡大防止に備える。

4 建築設備保守管理業務

(1) 目的

建築設備について、本施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、電気設備、機械設備、空気調和設備、給排水衛生設備、監視制御設備及び防災設備等について、適切な設備維持管理計画のもとに運転・監視、点検、保守等を実施すること。

(2) 留意事項

業務を行うに当たっては、以下の事項に留意して作業を行うこと。

- ① 運営に支障を及ぼさないように業務を行う。
- ② 常に火災、漏水、感電、落下その他の事故が発生することのないように作業を行う。
- ③ 第三者が本施設の設備保守管理員と判断できる服装を身につけるとともに、規則を遵守し、利用者にも明朗親切に対応するよう心掛ける。
- ④ 作業を行うに当たっては、安全を最優先し、事故が無いよう努める。

(3) 業務の対象範囲

本施設の建築物の各種設備

(4) 業務の内容

① 運転・監視

- ア 各設備は、諸室の用途や気候の変化に合わせて、効率の良い運転監視操作を行う。
- イ 運転時期の調整が必要な設備に関しては、本市と協議のうえ、運転期間・時間等を決定する。
- ウ 各設備に使用上の障害となるものを発見した場合は、除去もしくは適切な対応を行う。

② 法定点検

- ア 各設備は関係法令の定めにより、点検を実施する。
- イ 点検により不具合が明らかになった場合は、保守、修繕、交換、分解整備、調整等適切な方法にて対応する。

③ 定期点検

- ア 各設備について常に正常な機能が維持できるよう、設備系統ごとに定期的に点検・対応を行う。
- イ 点検により不具合が明らかになった場合は、保守、修繕、交換、分解整備、調整等適切な方法にて対応する。

④ 障害・事故緊急対応

対象施設に障害や事故等緊急を要する事態が発生した場合に備え、指定管理者は、施設管理担当者からの連絡後、1 時間以内に業務関係者や代替要員を対象施設へ到着させ、当該事態に対応できる体制を構築する。

また、設備異常の有無を遠方監視することのできる基地局を鹿児島市内に配置し、業務時間外においても直ちに即応できる体制を構築する。

(5) 実施要領

① 電気設備の維持・運用

- ア 電力メーター、力率計、絶縁監視ユニット、変圧器温度の点検・記録を 1 日 1 回以上行う。
- イ 電気設備の軽微な修繕
- ウ 電気事業法に基づく保安規定の作成及び点検の実施
- エ 電気設備の保守点検時、官庁検査時及び修繕時の立会い
- オ 各機器類、継電器類、母線等が常に最良の状態を保持するよう点検、整備、調整を行うこと。

② 照明設備及び空調設備の運転管理及び保守管理

- ア 巡回点検、業務日報の記録
- イ 事故、損害、補修作業の記録

- ウ 設備点検基準に基づく点検保守(照明設備の館内巡視含む)
- エ 不良照明部品(安定器取替も含む)の交換など破損等の応急措置、復旧措置
- オ 照明設備、空調設備に関する災害発生時の連絡と措置
- ③ 給湯運転管理及び維持管理
 - ア 給湯設備の温度管理、作動状態の監視
 - イ 温水循環ポンプの運転状態の監視
 - ウ 設備全体の系統を十分理解し、異常が認められるとき、または異常の連絡があった場合は対応を行うものとする。
- ④ 消防設備の維持管理及び保守管理
 - ア 消防設備の巡視点検を行うこと。
 - イ 誘導灯、非常照明等の不点灯の管球の交換を行うこと。
 - ウ 火災発生時における防災機器の運転操作
 - エ 消防設備の軽微な修繕
 - オ 消防設備の保守点検時、官庁検査時及び修繕時の立会い
- ⑤ 熱源及び空調設備関係の点検
 - ア 熱源、空調設備(圧縮機定格出力 7.5 k w 以上 50 k w 未満)の定期点検を 3 年に 1 回以上実施すること。
 - イ 空調設備に係る機械設備(室外機含む)の簡易点検を年 4 回以上実施すること。
 - ウ エアハンドリングユニット、給排気ファンのグリスアップ、フィルターの洗浄交換、点検を月 1 回実施すること。
 - エ エアコン、給気フィルターの点検清掃を月 1 回実施すること。
- ⑥ 衛生設備関係の点検
 - ア 雑用水の残留塩素測定を 1 日 1 回以上行うことで、塩素濃度を適切な値に保つよう機器の調整を行うこと。
 - イ 受水槽・衛生器具、配管等の点検
 - ウ 簡易専用水道検査時の立会い(1 回/年)
- ⑦ プール・ジャグジーろ過設備の維持管理及び保守管理
 - ア 中央監視装置の監視を行い、ろ過設備の作動状態を監視すること。
 - イ 各ろ過機の圧力、電流、温度の記録、状態確認を 1 日 1 回以上行うこと。また、必要に応じて薬剤の補充を行うこと。
 - ウ 設備全体の系統を十分理解し、異常が認められるとき、または異常の連絡があった場合は対応を行うものとする。
- ⑧ その他付帯設備の運転管理及び維持管理・保守管理
 - ア 中央監視装置の操作及び監視を行うこと。
 - イ 設備全体の系統を十分理解し、異常が認められるとき、または異常の連絡があった場合は対応を行うものとする。
 - ウ 警報が発生した場合、現場確認を行い、警報装置の停止操作、応急処置を行ってから緊急を要する故障の場合は、緊急連絡網により連絡を行うものとする。
 - エ その他付帯設備等修理時の立会い
 - オ その他付帯設備の軽微な補修

5 備品保守管理業務

(1) 目的

備品について、本施設の利用者が安全かつ快適に使用できる事を目的に、施設運営に支障をきたさないよう、点検、保守、修繕等を実施すること。

(2) 留意事項

業務を行うに当たっては、以下の事項に留意して作業を行うこと。

- ① 運営に支障を及ぼさないように業務を行う。
- ② 常に感電、転倒、落下その他の事故が発生することのないように作業を行う。
- ③ 第三者が本施設の運営及び維持管理員と判断できる服装を身につけるとともに、規則を遵守し、利用者にも明朗親切に対応するよう心掛ける。
- ④ 作業を行うに当たっては、安全を最優先し、事故が無いよう努める。

(3) 業務の対象範囲

本施設の市所有の備品（詳細は別紙5のとおり）

(4) 業務の内容

- ① 施設運営上必要な備品を適宜整備・管理し、備品利用者への取扱い説明を行うとともに、不具合の生じた備品については、随時修繕等を行う。ただし、備品利用者の明らかな過失により破損・故障した場合には、利用者個人又は大会主催者側の負担にて原状回復の修繕を行うものとする。
- ② 備品台帳により管理を行い、品名、規格、単価、数量、その他必要と判断される事項を記載する。

6 外構施設保守管理業務

(1) 目的

外構施設について、その機能及び性能を維持し、本施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、適切な状態を保つ為の点検及び処置を行うこと。

(2) 留意事項

業務を行うに当たっては、以下の事項に留意して作業を行うこと。

- ① 運営に支障を及ぼさないように業務を行う。
- ② 常に転倒、転落、落下その他の事故が発生することのないように作業を行う。
- ③ 第三者が本施設の設備保守管理員と判断できる服装を身につけるとともに、規則を遵守し、利用者にも明朗親切に対応するよう心掛ける。
- ④ 作業を行うに当たっては、安全を最優先し、事故が無いよう努める。

(3) 業務の対象範囲

本施設の駐車場、駐輪場、緑地、植栽、車路、歩道、外灯、屋外サイン等

(4) 業務の内容

① 全般

- ア 外構施設を機能上、安全上また美観上、適切な状態に保つ為の点検、処置を行う。
- イ 開閉、施錠装置等が正常に作動する状態を保つ為の点検、処置を行う。
- ウ 外構施設において重大な破損、火災、事故等が発生した場合の被害拡大防止に備える。

② 植栽

ア 植栽地の自然環境や人為的な環境など育成環境を十分熟知し、これに応じた管理を行う。

イ 植栽地の目的や機能を十分に把握し、それぞれの目的、機能に応じた管理を行う。

ウ 植物は1年を通じて季節ごとに異なる生活形態をもっており、この植物としての特徴を十分に把握し、植物の経年変化に対応した管理を行う。

エ 敷地内のワシントンヤシについては、地震や台風、突風等による倒木や枝葉の落下による事故、器物の損壊がないように、年1回以上剪定すること。

7 修繕業務

(1) 目的

建築物及び設備について、本施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、部品の劣化、破損、腐食、変形を含め、修繕、更新が必要となった場合は、市と十分に内容と対応を協議し、1件につき100万円(消費税および地方消費税を含む。)以下の施設及び設備等の修繕、更新については、年度協定書に定める委託料における修繕費の範囲において修繕を行うこと。

(2) 留意事項

業務を行うに当たっては、以下の事項に留意して作業を行うこと。

- ① 運営に支障を及ぼさないように業務を行う。
- ② 常に火災、漏水、感電、転落その他の事故が発生することのないように作業を行う。
- ③ 第三者が本施設の建築物・設備保守管理員と判断できる服装を身につけるとともに、規則を遵守し、利用者にも明朗親切に対応するよう心掛ける。
- ④ 作業を行うに当たっては、安全を最優先し、事故が無いよう努める。

(3) 業務の対象範囲

本施設の建築物、建築設備、備品及び外構施設とし、各保守管理業務と一体的に実施するものとする。

(4) 業務の内容

- ① 修繕の内容は履歴として記録に残し、以後の維持管理業務を適切に実施する。
- ② 夜間・休館日等に突発的なトラブルが発生した場合は、運営・維持管理責任者の指示に従い、運営に支障が無いよう応急処置及び修繕を行う。運営に係る重大なトラブルが発生した場合は、緊急連絡体制表に従い関係各所に報告し、最も適切な処置対応を行う。

8 建築物等環境衛生管理業務

(1) 目的

建築物及び設備機器について、本施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、業務を行う。

(2) 留意事項

業務を行うに当たっては、以下の事項に留意して作業を行うこと。

- ① 運営に支障を及ぼさないように業務を行う。
- ② 常に漏水、感電その他の事故が発生することのないように作業を行う。
- ③ 第三者が本施設の環境衛生管理員と判断できる服装を身につけるとともに、規則を遵守し、利用者にも明朗親切に対応するよう心掛ける。

- ④ 作業を行うに当たっては、安全を最優先し、事故が無いよう努める。
- ⑤ プール衛生管理者による維持管理を行う。
- (3) 業務の対象範囲
 - 本敷地内施設の建物内外部及び外構施設
- (4) 業務内容等
 - ① 貯水槽の清掃（１回／年）
 - ア 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」や「水道法」等の関係法令に基づき、貯水槽及びその付属部の清掃・点検、検査を行う。
 - イ 水槽内の作業については、換気等の安全確保に努めること。
 - ② 簡易専用水道検査（１回／年）
 - ③ 害虫駆除（１回／年）
 - ア 害虫生息調査を実施し、必要と認められた場合は、駆除作業を行う。
 - イ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、害虫を駆除する。
 - ウ 駆除作業は、噴霧法、散布法その他安全かつ有効と認められる方法で実施すること。
 - ④ その他
 - ア 計画及び臨時に必要と認められた事項については、測定検査及び調整を行い、その結果を記録、保管する。
 - イ 監督、測定、検査、調査その他の活動により特に改善・変更を要すると認められた事項については、速やかに改善を図るとともに、直ちに市に報告すること。

９ 清掃業務

(1) 目的

建築物内及び敷地内について、環境・衛生を維持し、快適な生活空間を保つ為に日常清掃、定期清掃及び特別清掃の項目において指定された清掃業務を行う。

(2) 留意事項

業務を行うに当たっては、月間及び年間の業務実施計画を作成し、それに従うとともに、以下の事項に留意して作業を行う。

- ① 運営に支障を及ぼさないように業務を行う。
- ② 清掃業務を遂行するに当たっては、常に良好な環境衛生と維持と建材の保全及び建物保存期間の延長に努めるとともに、プール運営に支障を及ぼさないように作業を行う。
- ③ 常に火災、盗難その他の事故が発生することのないように作業を行う。
- ④ 第三者が清掃員と判断できる清潔な服装を身につけるとともに、規則を遵守し、利用者にも明朗親切に対応する。
- ⑤ 作業で使用するトイレ用モップについては、トイレ専用と判別できるように色分けをし、見た目にも衛生的なものとする。
- ⑥ 清掃後は明らかに目に見える埃や汚れがないようにしておくこと。
- ⑦ 作業を行うに当たっては、静粛かつ丁寧に行い、建築器物に損傷を与えることがないよう努める。
- ⑧ 業務遂行の際、建築器物を破損した場合には、本市に速やかに報告し、その指示に従い無償で原状回復すること。

(3) 業務内容等

① 業務内容

- ア 日常清掃（日常、又は使用状況に応じて実施する清掃）
- イ 定期清掃（定期的に実施する清掃）
- ウ 特別清掃（不定期に実施する清掃）

② 実施計画及び実施報告

(4) 実施要領

① 日常清掃

ア 床面清掃

(ア) 毎朝開館時間前までに、紙屑、吸殻、ごみ拾いを行う。また、エントランス、エントランスホール、多目的WC、多目的更衣室、家族更衣室、メインプール（男女）更衣室、パウダーコーナー、メインプール（男女）シャワー室、メインプール（男女）トイレ、サブプール（男女）トイレ、サブプール（男女）シャワー室、サブプール（男女）更衣室、サブプール玄関ホール、サブプール多目的WC、サブ2階ロビー（見学ホール）、ウエット通路等は随時見回りし、汚れている箇所は、清掃を行う。特に汚れの甚だしい箇所は、洗剤を用いて拭き取る。雨の日などは点検回数を増やし、随時清掃を行う。

(イ) ビニルシートは、掃き掃除を行い、モップで水拭きを行う。汚れの甚だしい箇所は、洗剤を用いて汚れを除去する。

(ウ) カーペットは、電気掃除機等を用いて吸塵を行い、シミなどの箇所は洗剤を用いて汚れを除去する。

イ 壁面等の清掃

(ア) ドア及び低所部のガラスは、乾拭きあるいは水拭きを行い、金属部分は光沢を保つように努める。

(イ) 壁等は、フラワークリーン等で埃や蜘蛛の巣を払う。

(ウ) 窓枠は、フラワークリーン等で埃を払い必要に応じ水拭きする。

(エ) 手すりは、乾拭き清掃を行う。

(オ) 鏡は、乾拭き、又はガラス用洗剤を用いて磨く。

ウ 什器、備品等の清掃

(ア) 備品、什器類は水拭き、又は洗剤を用いて手垢、汚れ、しみ等を除去する。

(イ) 椅子（観客席を含む）等は、ほこりを除去し、汚れの甚だしい箇所は適性洗剤等を用いて洗浄するなど、適切な方法で汚れを除去する。

(ウ) 案内板、掲示板等については、文字塗料等がはがれないように気をつけて乾拭き又は水拭きを行う。

エ 便所の清掃

(ア) 床、間仕切り、扉の水拭きをし、汚れの甚だしい箇所は、適性洗剤を用いて清掃する。

(イ) 便器等の衛生陶器は、適性洗剤等を用いて清掃する。

(ウ) 洗面台は、適性洗剤を用いて清掃を行う。

(エ) トイレットペーパー、石鹸等の補給を行う。

- (オ) 蛇口等の金属部は、乾拭きを行う。
- (カ) 汚物入れ、屑入れの処理及び清掃を行う。

オ プールサイドの清掃

- (ア) プールサイドは、ポリッシャー及びブラシ等を用い清掃し、ぬめりを除去する。
- (イ) 排水溝の毛髪除去清掃を随時行うこと。

カ 更衣室等の清掃

- (ア) 洗面台、鏡、扉の水拭きを行う。
- (イ) 拭き掃除を主として行い、汚れの甚だしい箇所は、適性洗剤を用いて拭く。
- (ウ) 吸水マットは、吸水、汚れ、におい等の状況をみて適宜交換、洗濯する。
- (エ) 排水溝の毛髪除去清掃を行うこと。
- (オ) シャワー室等に設置してある壁（間仕切り）は、適宜適性洗剤を用いて汚れを除去する。
- (カ) 床面はブラシ等を用い、ぬめりを除去し、適宜適性洗剤を用い清掃する。

キ 外構、園路、広場、駐車場

- (ア) 巡回により、ごみ、紙屑、吸殻等のごみ拾いを行う。
- (イ) 掃き掃除を主として行い、汚れのひどい時は、水洗いを行う。
- (ウ) ベンチ、遊具、水飲み場等の清掃は、適宜行う。
- (エ) 案内板、掲示板等については、文字塗料等がはがれないように乾拭き又は水拭きを行う。
- (オ) 植栽部分は、巡回により、ごみ、紙屑、吸殻等を拾い、随時散水する。

② 定期清掃

ア 床洗浄、仕上げ

(ア) ビニル床タイル、ビニル床シート

自在箒またはダストモップでごみを除去し、適性洗剤を塗布し、フロアマシンで研磨洗浄を行い、汚れを除去する。洗浄完了後よく乾燥させる。すべり止め液を混入した高濃度樹脂ワックスを塗布し、フロアマシンでつやだしを行い、仕上げる。ただし、更衣室用滑り止め長尺シートについては、ワックス塗布は行わないこと。

(イ) カーペット

完全中性の起泡性に富んだ洗剤を用いて、シャンプークリーニング法によって除去する。クリーニング後はすすぎを十分に行い、収縮むら等に気をつけて、備品等は元に戻す。

(ウ) 磁気質タイル

適性洗剤を塗布後、フロアマシンで洗浄し、清水拭きを行う。

イ 壁面等の清掃

(ア) 低所の壁面

適性洗剤を用い、スポンジまたは雑巾で汚れを拭き取り、その後水拭きまたは乾拭きを行う。

(イ) 高所の壁面

長柄の羽根ばたき等で払う。あるいはモップで拭き取る。汚れの甚だしい箇所は、材質を考慮し洗剤拭きを行う。

- (ウ) 手すり
適性洗剤を用いて、汚れを拭き取る。
- (エ) 金属部
適性洗剤を用いて、汚れを拭き取る。
- ウ ガラス清掃
ガラス用洗剤を用いて洗い上げ、水拭きした後乾拭きして磨き上げる。 サッシは、適性洗剤による洗い上げ及び水拭き仕上げとする。
- エ 降灰収集、搬出
必要に応じて、屋上及び敷地内の建物外部並びに設置の備品等に堆積している降灰を収集し、除去する。
- ③ 特別清掃
 - ア 床面清掃
 - イ プール水槽内清掃
 - ウ 窓ガラス清掃
 - エ 外壁洗浄
 - オ 照明器具清掃
 - カ 居室吹出口及び吸込口の清掃
- ④ プール・ジャグジーの清掃
 - ア 高压洗浄機及びブラシ等を用いた清掃を行い、ぬめりを除去し、汚れの甚だしい箇所は適宜適正洗剤を用い清掃する。
 - イ 排水溝の毛髪除去清掃を行うこと。
- (5) 清掃回数
日常清掃、定期清掃の実施回数は、概ね別紙4「清掃維持管理業務年間計画書」の通りとする。 また、指定された回数以外にも、利用状況に合わせて、実施するものとする。

10 警備業務

(1) 目的

鴨池公園水泳プールの秩序及び規律の維持、盗難・破壊等の犯罪の防止、火災等の災害の防止、財産の保全及び利用者の安全を目的とした警備業務を行う。

(2) 留意事項

業務を行うに当たっては、以下の事項に留意して業務を行う。

- ① 運営に支障を及ぼさないように業務を行う。
- ② 業務者は、職務にふさわしい服装を身につけ、身分証明書を携帯し業務を行う。
- ③ 規則を遵守し、利用者にも明朗親切に対応する。
- ④ 業務を行うに当たっては、安全を最優先し、事故が無いよう努める。
- ⑤ 業務者は、守秘義務を厳守する。
- ⑥ 警備業法、消防法、労働安全衛生法等関連法令及び監督官庁の指示等を遵守すること。
- ⑦ 必要に応じて、警備員への適切な指導・研修を行う体制を整えること。

(3) 業務の対象範囲

本施設の事業用地全体

(4) 警備方法

① 開館時間内

有人警備を基本とし、有人警備と機械警備の組合せも可とする。

② 開館時間外

機械警備のみでも可とする。ただし、退館者が近隣の迷惑とならないよう適切な警備を行うこと。

(5) 業務の内容

① 常駐警備

ア 建物内及び敷地内における警備及び巡回

イ 建物内及び敷地内における盗難及び火災の防止

ウ 来館者の整理及び誘導

エ ビラ等貼り禁止、許可以外の物品販売の規制、避難通路の確保、避難誘導體制確認、飲食禁止の確認、ほかの指示事項

オ 不正利用者の指導、排除

カ 各出入口、各室及び各窓の施錠及び消灯の確認

キ 事故発生時における関係者への通報連絡

ク その他警備に付随する業務

② 機械警備

ア 盗難その他の不良行為の予防、あるいは早期発見、排除又はその拡大防止

イ 施設の防災機器等又は受託会社の警備機器により感知される施設の異常の監視

ウ 受信装置により異常事態の発生を感知したときは、警備員を速やかに急行させ、異常事態を確認するとともに、必要に応じて関係先に連絡すること。

エ 警備機器等の設置場所については、指定管理者において実施し、事前に本市の承認を得ること。なお、設置等に要する費用は、指定管理者の負担とする。

1 1 衛生管理等業務

(1) 目的

「遊泳用プールの衛生基準」（厚生労働省通知）及び「プール公認規則」に基づいて、プールの環境衛生管理及び測定業務を行う。

(2) 留意事項

業務を行うに当たっては、以下の事項に留意して業務を行う。

① 運営に支障を及ぼさないように業務を行う。

② 業務者は、職務にふさわしい服装を身につけ、身分証明書を携帯し業務を行う。

③ 規則を遵守し、利用者にも明朗親切に対応する。

④ 業務を行うに当たっては、安全を最優先し、事故が無いよう努める。

⑤ 作業を行うに当たっては、静粛かつ丁寧に行い、建築物に損傷を与えることがないよう努める。

⑥ プール水は、常に消毒を行い、常時良好な水質を確保すること。また、遊離残留塩素の濃度及び水温が均一になるように管理すること。

⑦ プール水の温度が均一になるように管理すること。

- ⑧ 浮遊物等汚染物質を除去することにより、プール水を「(3)水質基準」に定める水質に保つこと。また、新規補給水量及び時間当たりの循環水量を常に把握すること。

(3) 水質基準

- ① 水素イオン濃度は、pH 値 5.8 以上 8.6 以下であること。
- ② 遊離残留塩素濃度は、0.4 mg/L 以上であること。また、1.0 mg/L 以下であることが望ましい。
- ③ 濁度は、2 度以下であること。
- ④ 過マンガン酸カリウム消費量は、12 mg/L 以下であること。
- ⑤ 大腸菌は、検出されないこと。
- ⑥ 一般細菌は、200 CFU/mL 以下であること。
- ⑦ 総トリハロメタンは、0.2 mg/L 以下であることが望ましい。
- ⑧ 塩素消毒に代えて二酸化塩素により消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は 0.1 mg/L 以上 0.4 mg/L 以下であること。

(4) 水温

「遊泳用プールの衛生基準」に基づき、22℃以上とすること。

(5) 水質検査

- ① 「遊泳用プールの衛生基準」に基づきプール及びジャグジー水の残留塩素測定を毎日午前中 1 回以上及び午後 2 回以上行い、計測装置に誤差がある場合は校正を行うこと。なお、利用者が多数である場合等汚染負荷量が多い場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。
- ② ①の水質検査の結果が水質基準に達していない場合には、速やかに改善を図るとともに、直ちに市に報告すること。

(6) メインプール及びサブプールの二酸化炭素測定

- ① 屋内の二酸化炭素の含有率が 0.15%を超えないこと。また、2 月以内ごとに 1 回、定期的に測定を行うこと。
- ② 空気中の二酸化炭素の含有率の測定方法は、施設内の適切な場所を選び、床上 75 cm 以上、150 cm 以下の位置において検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。なお、施設の構造及び規模に応じて測定点を増やすこと。
- ③ 基準に適合しているか否かの判定は、測定日における使用開始時から中間時、中間時から使用終了時の適切な 2 時点において測定し、その平均値をもって行うこと。

(7) 薬品等保管

- ① プールの維持管理に用いる消毒剤や測定機器等必要な資材を適切に保管管理すること。
また、薬品の保管管理に当たっては、管理を行う者以外がその室に容易に出入りできないように措置すること。
- ② 危険な薬剤を使用する場合は、関係法令を遵守し、利用者に害のないようにすること。

(8) その他

レジオネラ症に対しては、発生を未然に防止するために、関連法規による基準等を遵守した上で、より積極的な衛生管理に努力すること。

施設の運営・維持管理等の明細

No.	業務名	業務内容
①施設の運営・維持管理業務		
1	施設維持管理業務	建築物、建築設備の維持管理及び電気設備等の運転操作・監視・維持管理
2	自家用電気工作物の保安管理業務	自家用電気工作物の保安管理業務
3	警備業務	常駐警備及び機械警備
②施設設備の保守点検業務		
4	消防設備点検業務	消防設備等を点検し、消防署長に報告(機器点検:2回/1年、総合点検:1回/1年)
5	受変電設備保守点検業務	受変電設備の精密点検(点検:1回/1年)
6	非常呼び出しボタン・ウォッシュレット機能保守点検業務	非常呼び出しボタン・ウォッシュレット機能の点検及び試験業務(点検:2回/1年)
7	空調調和設備保守点検業務	空調調和設備の保守点検(簡易点検:4回以上/1年、定期点検:1回/3年)
8	昇降機設備保守点検業務	昇降機設備の保守点検(点検(フルメンテナンス):1回/3月、定期検査:1回/1年)
9	自動扉開閉装置保守点検業務	自動扉の保守点検(点検:1回/1年)
10	中央監視制御設備保守点検業務	中央監視制御設備の保守点検(点検:2回/1年)
11	計時計測機保守点検業務	計時計測機(セイコータイムクリエーション製)の保守点検(点検:2回/1年)
12	可動床設備保守点検業務	可動床設備(ヤマハ発動機製)の保守点検(点検:1回/1年)
13	FPRプール保守点検業務	FPRプール(ヤマハ発動機製)の保守点検(点検:1回/1年)
14	ろ過機等保守点検業務	雑用水設備やプール設備のろ過機等の保守点検(点検:1回/1年)
15	電解次亜塩素酸生成ユニット保守点検業務	電解次亜塩素酸生成装置(サンヨー製)の保守点検(点検:2回/1年)
16	機械警備設備等保守点検業務	機械警備設備の保守点検(点検:1回/1年)、ITV設備の保守点検(点検:2回/1年)
17	電話交換機設備保守点検業務	電話交換機設備の保守点検(点検:2回/1年)
③施設及び敷地内清掃・検査業務		
18	清掃業務	日常清掃、定期清掃を6ヶ月に1回
19	樹木等維持管理業務	施設周辺の樹木等の維持管理業務
20	一般廃棄物収集運搬業務	一般廃棄物の収集運搬業務
21	産業廃棄物処分・収集運搬業務	産業廃棄物(電球・金属類)処分・収集運搬業務
22	室内二酸化炭素測定	「遊泳用プールの衛生基準」(厚生労働省通知)に基づくメインプール及びサブプールの室内二酸化炭素測定(1回/2か月)
23	遊離残留塩素測定	プール水及びジャグジー水、雑用水の遊離残留塩素測定(1回以上/1日)
24	水質検査	飲料水(16項目)及び雑用水(5項目)の水質検査の実施(1回/1年)
25	衛生害虫駆除	ねずみ、昆虫等の防除(1回/1年)
26	簡易専用水道検査	簡易専用水道(受水槽10㎡以上)の管理検査の実施(1回/1年)
27	受水槽の清掃	受水槽の清掃を実施(1回/1年)
28	ジャグジー補給水槽の清掃	補給水槽の清掃を実施(1回/1年)
29	ストレージタンクの清掃	ストレージタンクの清掃を実施(1回/1年)
30	排水調整槽の清掃	排水調整槽の清掃を実施(1回/1年)
31	雑用泥水槽・雑用水槽の清掃	雑用泥水槽・雑用水槽の清掃を実施(1回/2年)
32	環水層の清掃	環水層(50mプール・飛込プール・25mプール)の清掃を実施(1回/1年)

鴨池公園水泳プール 業務年間計画書

業 務 名	頻度	業 務 内 容
自動制御機器点検	2回/年	中央監視盤(濾過・空調)の定期点検
建物設備(建築物)月例点検	1回/月	建築物の点検及び必要に応じて簡易補修実施
施設点検 (ストックマネジメント)	2回/年	建築物、建築設備の自主点検及び報告
非常呼び出しボタン・ウォシュレット機能点検	2回/年	非常呼び出しボタンの鳴動試験、ウォシュレットの作動点検
防災点検	1回/年	施設の防災に関する自主点検及び報告
自動扉開閉装置保守点検	2回/年	自動扉の保守点検
年次点検 昇降機	1回/年	エレベーターの年次保守点検
点検 (フルメンテナンス)	4回/年	製造元によるエレベーター(東芝製)の定期保守点検
消防設備法定点検 総合・機器	2回/年	消防設備の点検、消防署長に報告
消防設備月例点検	1回/月	消防設備の保守点検
機械警備点検(機械警備を導入する場合のみ)	1回/年	機械警備設備の保守点検
ITV設備点検	2回/年	監視カメラ、記録装置の点検
警備員講習	10時間以上/年	警備員 現任教育
電話交換機設備点検	2回/年	電話設備の保守点検
メーター検針・点検	1回/月	電力、自動販売機、給排水のメーター検針・点検
給排水設備月例点検	1回/月	給排水設備の保守点検
受水槽清掃	1回/年	受水槽の清掃、電極、ボールタップの点検
簡易専用水道検査	1回/年	薬剤師会点検、立ち合い
ジャグジー補給水槽清掃	1回/年	補給水槽の清掃、電極の点検
ストレージタンク点検清掃	1回/年	ストレージタンク内の点検、清掃
給水、給湯、雑用水 水質検査	1回/年	給水 16項目、給湯 16項目、雑用水5項目
排水調整槽清掃	1回/年	排水調整槽内の清掃、異物除去
雑用水用濾過機点検	1回/年	ろ過内部の点検
雑用泥水槽、雑用水槽清掃	1回/2年	雑用泥水槽、雑用水槽の清掃、電極の点検
衛生害虫駆除	1回/年	ねずみ、昆虫等の生息調査・駆除
電気設備月例点検	1回/月	電気設備の保守点検、非常用発電機の試運転点検
受変電設備年次点検	1回/年	受変電設備の精密点検
熱源設備月例点検	1回/月	熱源設備の保守点検
熱源/空調 (夏季 ⇄ 冬季)モード切替	2回/年	熱源機器の季節切替、AHUのバルブ切替
空調設備月例点検	1回/月	空調設備の保守点検 AHUのグリスアップ、フィルター清掃、第一種特定製品の簡易点検
第一種特定製品 定期点検	1回/3年	第一種特定製品のガス漏れ等定期点検
MAC・PACエアコンフィルター点検	1回/月	MAC、PACエアコンフィルターの点検清掃
メインプール観客席/プールサイド給排気口点検	6回/年	観客席、プールサイドの給排気口の点検清掃
天井扇/空調換気扇/給気フィルター/ガラリ 点検	1回/月	天井扇/空調換気扇/給気フィルター/ガラリ 点検清掃
給排気設備月例点検	1回/月	給排気設備の保守点検、グリスアップ
プール室内 二酸化炭素測定	6回/年	メインプール室内、サブプール室内の二酸化炭素測定

プール設備月例点検		1回/月	各プール、ジャグジー、濾過機、滅菌装置、熱交換器の点検
電解次亜塩素素生成ユニット点検		2回/年	電解次亜生成装置(サンヨー製)の保守点検
計時計測機保守点検		2回/年	計時計測機(セイコータイムクリエーション製)の保守点検
50mプール	濾過機点検	1回/年	ろ過機内部点検、電食棒の交換等
	環水槽清掃	1回/年	環水槽の清掃、電極の点検
	可動床点検清掃	1回/年	可動床設備(ヤマハ発動機製)の点検清掃、整備
	FRPプール槽点検	1回/年	FRPプール槽(ヤマハ発動機製)の点検
ジャグジーA	濾過機点検	1回/年	ろ過内部の点検
ジャグジーB	濾過機点検	1回/年	ろ過内部の点検
ジャグジーC	濾過機点検	1回/年	ろ過内部の点検
飛び込みプール	濾過機点検	1回/年	ろ過機内部点検、電食棒の交換等
	環水槽清掃	1回/年	環水槽の清掃、電極の点検
25mプール	濾過機点検	1回/年	ろ過機内部点検、電食棒の交換等
	濾過機点検 (オーバーフロー系)	1回/年	ろ過内部の点検
	環水槽清掃	1回/年	環水槽の清掃、電極の点検
幼児プール	濾過機点検	1回/年	ろ過機内部点検、電食棒の交換等

鳴池公園水泳プール 清掃維持管理業務年間計画書

施設	対象項目			頻度(日常)	頻度(定期)	頻度(マット)	頻度(壁面)	頻度(ガラス)
	階	作業箇所	業務詳細					
1Fメインプール・プール附属諸室	1階	選手控室(召集室)	床面清掃	使用前	年3回		年3回	年3回
		審判控室	床面清掃	使用前	年3回		年3回	年3回
		アクアラウンジ(選手ラウンジ)	床面清掃	毎日	年3回		年3回	年3回
		ウエット通路	床面清掃	毎日	年3回		年3回	年3回
		記録・放送室	床面清掃	使用前	年3回		年3回	年3回
		役員室	床面清掃	使用前	年3回		年3回	年3回
		監視員室	床面清掃	使用前	年3回		年3回	年3回
		記者室	床面清掃	使用前	年3回		年3回	年3回
		応援室	床面清掃	使用前	年3回		年3回	年3回
		応接室トイレ	床面清掃	毎日	年3回		年3回	年3回
		医務室・ドーピング室	床面清掃	使用前	年3回		年3回	年3回
	2階	WC	床・衛生陶器清掃・消耗品補充	毎日	年3回		年3回	
付属施設	1階	観客席	椅子清拭き	使用前	年3回		年3回	
		観覧席道路	床面清掃	使用前	年3回		年3回	
		男子WC・女子WC	床・衛生陶器清掃・消耗品補充	毎日	年3回		年3回	
		男子更衣室・女子更衣室	床面清掃	毎日	年3回		年3回	
		パウダーコーナー	床面清掃・洗面台清掃	毎日	年3回		年3回	
		男子シャワー室・女子シャワー室	床面清掃	毎日	年3回		年3回	
		多目的WC	床・衛生陶器清掃・消耗品補充	毎日	年3回		年3回	
		脱衣	床面清掃	毎日	年3回		年3回	年3回
管理・共用施設	1階	多目的更衣室	床面清掃	毎日	年3回		年3回	
		家族更衣室	床面清掃	毎日	年3回	年3回	年3回	
		会議室	床面清掃	使用前	年3回	年3回	年3回	年3回
		管理廊下(1)	床面清掃	毎日	年3回		年3回	年3回
		管理廊下(2)	床面清掃	毎日	年3回	年3回	年3回	年3回
共用部分	1階	WC	床・衛生陶器清掃・消耗品補充	毎日	年3回		年3回	年3回
		キッズガーデン	床面清掃	毎日	年3回		年3回	
		エントランス交流サロン	床面清掃	毎日	年3回		年3回	
	2階	男子WC(1)・女子WC(1)・多目的WC(1)	床・衛生陶器清掃・消耗品補充	毎日	年3回		年3回	
		風除室	床面清掃	週1回	年3回		年3回	
		ロビー	床面清掃	毎日	年3回		年3回	
		男子WC(4)・女子(4)	床・衛生陶器清掃・消耗品補充	適宜	年3回	年3回	年3回	年3回
		授乳室	床面清掃	毎日	年3回		年3回	
	3階	多目的WC(3)	床・衛生陶器清掃・消耗品補充	適宜	年3回		年3回	
		屋内階段(6)(7)	床面清掃	月1回	年3回		年3回	
サブプール(4月～9月)	1階	屋内階段(1)(2)	床面清掃	月1回	年3回		年3回	
		玄関ホール	床面清掃	毎日	年3回		年3回	
		下足	床面清掃	毎日	年3回		年3回	年3回
		男子更衣室・女子更衣室	床面清掃	毎日				年1回
	2階	男子WC・女子WC	床・衛生陶器清掃・消耗品補充	毎日				
		多目的WC	床・衛生陶器清掃・消耗品補充	毎日	※窓ガラス清掃(手の届く範囲)			
屋外(飛込～5月)		ロビー(見学ホール)	床面清掃	毎日	※高所部分を含む窓ガラス清掃は特別清掃として年1回実施			
		飛込プールWC	床・衛生陶器清掃・消耗品補充	使用時毎回	※壁面清掃(手の届く範囲)			
		外周	床面清掃	毎日				
		屋外階段	床面清掃	毎日				
		駐車場	床面清掃	毎日				

鳴池公園水泳プール 植栽管理業務年間計画書

業務名	頻度	業務内容
樹木管理	年1回	高木剪定、中木剪定、低木剪定、ヤシの木剪定
芝生管理	年3回	芝刈り
	年1回	芝施肥、芝目土

「鹿児島市鴨池公園水泳プール」

利用実績等資料

鹿児島市スポーツ課

令和7年6月

目次

1	利用者数	2
(1)	年度別実績	2
(2)	月別実績	2
①	令和4年度	2
②	令和5年度	3
③	令和6年度	3
(3)	大会開催状況	4
2	利用料金収入	4
(1)	令和7年度利用料金	4
①	令和7年4月1日から令和7年9月30日まで	4
②	令和7年10月1日から令和8年3月31日まで	6
(2)	年度別実績	8
(3)	月別実績	8
①	令和4年度	8
②	令和5年度	8
③	令和6年度	9
3	光熱水費	9
(1)	電気実績	9
(2)	水道実績	9
4	修繕費	10
5	備品リスト	10
(1)	メインプール用品	10
(2)	飛込プール用品	11
(3)	水球用品	11
(4)	アーティスティックスイミング用品	12
(5)	サブプール用品	12
(6)	事務系	12

1 利用者数

(1) 年度別実績

(人)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
プール	大人	35,920	25,960	34,955	32,278
	高校生	1,223	1,073	1,010	1,102
	小・中学生	4,717	2,801	4,653	4,057
	未就学児	1,356	1,235	1,512	1,368
	高齢者	23,188	18,358	26,901	22,816
	障害者	4,249	3,363	4,903	4,172
	専用使用	42,676	58,241	41,793	47,570
小計		113,329	111,031	115,727	113,362
教室	市主催	1,345	1,167	1,569	1,360
	運営主催	22,482	18,333	20,415	20,410
小計		23,827	19,500	21,984	21,770
スタジオ	大人	2,636	4,784	4,644	4,021
	高校生	259	141	354	252
	小・中学生	758	195	530	495
	未就学児	48	16	19	27
小計		3,701	5,136	5,547	4,795
その他	見学者	125	246	66	146
	観客者	11,466	33,174	18,039	20,893
小計		11,591	33,420	18,105	21,039
合計		152,448	169,087	161,363	160,966

(2) 月別実績

① 令和4年度

	プール	自主事業	スタジオ	その他	合計
4月	9,749	2,228	295	440	12,712
5月	11,532	1,827	279	361	13,999
6月	12,163	2,037	389	655	15,244
7月	12,990	1,933	348	1,940	17,211
8月	11,991	1,708	263	393	14,355
9月	8,134	2,249	300	849	11,532
10月	9,167	2,196	388	1,380	13,131

1 1 月	7, 949	2, 043	282	1, 449	11, 723
1 2 月	7, 133	1, 676	271	676	9, 756
1 月	7, 200	1, 803	269	633	9, 905
2 月	7, 317	1, 962	289	1, 622	11, 190
3 月	8, 004	2, 165	328	1, 193	11, 690

② 令和5年度

	プール	自主事業	スタジオ	その他	合計
4 月	9, 929	2, 160	399	2, 348	14, 836
5 月	9, 844	2, 115	250	1, 020	13, 229
6 月	11, 802	2, 120	258	2, 195	16, 375
7 月	14, 027	1, 575	447	6, 657	22, 706
8 月	6, 517	1, 067	144	2, 570	10, 298
9 月	9, 626	0	1, 770	9, 265	20, 661
1 0 月	8, 677	1, 189	484	2, 565	12, 915
1 1 月	7, 734	1, 859	270	2, 034	11, 897
1 2 月	6, 731	1, 651	330	1, 007	9, 719
1 月	6, 878	1, 804	240	905	9, 827
2 月	7, 561	2, 058	274	1, 013	10, 906
3 月	11, 705	1, 902	270	1, 841	15, 718

③ 令和6年度

	プール	自主事業	スタジオ	その他	合計
4 月	9, 764	2, 007	228	2, 040	14, 039
5 月	10, 337	1, 809	303	1, 499	13, 948
6 月	10, 777	2, 084	625	1, 221	14, 707
7 月	14, 212	1, 653	573	4, 395	20, 833
8 月	10, 680	1, 812	515	975	13, 982
9 月	11, 542	1, 741	835	1, 617	15, 735
1 0 月	10, 012	2, 211	593	1, 948	14, 764
1 1 月	8, 703	2, 186	503	744	12, 136
1 2 月	7, 423	1, 534	379	852	10, 188
1 月	7, 629	1, 856	320	1, 152	10, 957
2 月	7, 095	1, 561	330	835	9, 821
3 月	7, 553	1, 530	343	827	10, 253

(3) 大会開催状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
大会数	33	32	34	33
大会日数(日)	47	106	44	66
参加者数(人)	26,185	41,518	24,470	30,724

※ 令和5年度は、特別国民体育大会燃ゆる感動かごしま国体水泳競技会や特別全国障害者スポーツ大会燃ゆる感動かごしま大会水泳競技、世界マスターズ水泳選手権2023九州大会の開催により大会日数及び参加者数が増となっている。

2 利用料金収入

(1) 令和7年度利用料金

① 令和7年4月1日から令和7年9月30日まで

項目				単位	利用料金
施設	使用区分				
メインプール、サブプール	普通使用	普通券		一般 1 人 1 回	300 円
				高校生 1 人 1 回	200 円
				小学生及び中学生 1 人 1 回	100 円
				未就学児	無料
				高齢者	免除
				障害者	免除
		回数券		一般 1 1 枚綴 1 冊	3, 000 円
				高校生 1 1 枚綴 1 冊	2, 000 円
				小学生及び中学生 1 1 枚綴 1 冊	1, 000 円
		団体割引		5 名以上	総額の 1 割引
				1 0 名以上	総額の 2 割引
				3 0 名以上	総額の 3 割引
メインプール	専用使用	使用者が料金及び入場料を徴取しない場合	短水路 (2 5 m)	午前 9 時から正午まで 1 レーン 1 時間	600 円
			長水路 (5 0 m)	正午から午後 6 時まで 1 レーン 1 時間	650 円
				午後 6 時から午後 9 時まで 1 レーン 1 時間	1, 100 円
					午前 9 時から正午まで 1 レーン 1 時間

				正午から午後 6 時まで 1 レーン 1 時間	1,300 円
				午後 6 時から午後 9 時まで 1 レーン 1 時間	2,200 円
		使用者が専用使用に係るプールの利用者から料金を徴収する場合	短水路 (25m)	午前 9 時から正午まで 1 レーン 1 時間	2,700 円
				正午から午後 9 時まで 1 レーン 1 時間	3,200 円
				終日 (1 日あたり) 1 レーン 1 時間	9,500 円
			長水路 (50m)	午前 9 時から正午まで 1 レーン 1 時間	4,000 円
				正午から午後 9 時まで 1 レーン 1 時間	5,000 円
				終日 (1 日あたり) 1 レーン 1 時間	18,000 円
		使用者が入場料を徴収する場合	短水路 (25m)	午前 9 時から正午まで 1 レーン 1 時間	7,800 円
				正午から午後 9 時まで 1 レーン 1 時間	12,000 円
				終日 (1 日あたり) 1 レーン 1 時間	38,000 円
			長水路 (50m)	午前 9 時から正午まで 1 レーン 1 時間	15,000 円
				正午から午後 9 時まで 1 レーン 1 時間	20,000 円
				終日 (1 日あたり) 1 レーン 1 時間	70,000 円
サブプール	専用使用	使用者が料金及び入場料を徴収しない場合		午前 9 時から正午まで 1 レーン 1 時間	400 円
				正午から午後 6 時まで 1 レーン 1 時間	450 円
				午後 6 時から午後 9 時まで 1 レーン 1 時間	750 円
		使用者が専用使用に係るプールの利用者から料金を徴収する場合		午前 9 時から正午まで 1 レーン 1 時間	2,500 円
				正午から午後 9 時まで 1 レーン 1 時間	3,000 円
				終日 (1 日あたり) 1 レーン 1 時間	9,000 円
		使用者が入場料を徴収する場合		午前 9 時から正午まで 1 レーン 1 時間	7,500 円
				正午から午後 9 時まで 1 レーン 1 時間	10,000 円
				終日 (1 日あたり) 1 レーン 1 時間	35,000 円
飛込プール	専用使用	使用者が料金及び入場料を徴収しない場合		1 時間	1,500 円
		使用者が専用使用に係るプールの利用者から料金を徴収する場合		1 時間	15,000 円

		使用者が入場料を徴収する場合	1 時間	60,000 円
トレーニングスペース	専用使用	5 人以内での使用	1 時間	1,000 円
		6 人以上での使用	1 時間	1,000 円に 5 人を超える 1 人につき、一般 200 円、高校生以下 100 円を加算した額

② 令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

項目		単位		利用料金	
施設	使用区分				
メインプール、サブプール	普通使用	普通券		一般 1 人 1 回	450 円
				高校生 1 人 1 回	300 円
				小学生及び中学生 1 人 1 回	150 円
				未就学児	無料
				高齢者	免除
				障害者	免除
		回数券		一般 1 1 枚綴 1 冊	4,500 円
				高校生 1 1 枚綴 1 冊	3,000 円
				小学生及び中学生 1 1 枚綴 1 冊	1,500 円
		団体割引		5 名以上	総額の 1 割引
				1 0 名以上	総額の 2 割引
				3 0 名以上	総額の 3 割引
メインプール	専用使用	使用者が料金及び入場料を徴取しない場合	短水路 (2 5 m)	午前 9 時から正午まで 1 レーン 1 時間	900 円
				正午から午後 6 時まで 1 レーン 1 時間	970 円
				午後 6 時から午後 9 時まで 1 レーン 1 時間	1,650 円
			長水路 (5 0 m)	午前 9 時から正午まで 1 レーン 1 時間	1,800 円
				正午から午後 6 時まで 1 レーン 1 時間	1,940 円

				午後 6 時から午後 9 時まで 1 レーン 1 時間	3,300 円
		使用者が専用使用に係るプールの利用者から料金を徴収する場合	短水路 (25m)	午前 9 時から正午まで 1 レーン 1 時間	4,500 円
				正午から午後 9 時まで 1 レーン 1 時間	5,300 円
			長水路 (50m)	午前 9 時から正午まで 1 レーン 1 時間	6,700 円
				正午から午後 9 時まで 1 レーン 1 時間	8,300 円
		使用者が入場料を徴収する場合	短水路 (25m)	午前 9 時から正午まで 1 レーン 1 時間	13,000 円
				正午から午後 9 時まで 1 レーン 1 時間	20,000 円
			長水路 (50m)	午前 9 時から正午まで 1 レーン 1 時間	25,000 円
				正午から午後 9 時まで 1 レーン 1 時間	33,300 円
		サブプール	専用使用	使用者が料金及び入場料を徴収しない場合	
	正午から午後 6 時まで 1 レーン 1 時間				670 円
	午後 6 時から午後 9 時まで 1 レーン 1 時間				1,120 円
使用者が専用使用に係るプールの利用者から料金を徴収する場合				午前 9 時から正午まで 1 レーン 1 時間	4,200 円
				正午から午後 9 時まで 1 レーン 1 時間	5,000 円
使用者が入場料を徴収する場合				午前 9 時から正午まで 1 レーン 1 時間	12,500 円
				正午から午後 9 時まで 1 レーン 1 時間	16,700 円
飛込プール	専用使用			使用者が料金及び入場料を徴収しない場合	1 時間
		使用者が専用使用に係るプールの利用者から料金を徴収する場合	1 時間	25,000 円	
		使用者が入場料を徴収する場合	1 時間	10,000 円	
トレーニングスペース	専用使用	5 人以内での使用	1 時間	1,500 円	
		6 人以上での使用	1 時間	1,500 円に 5 人を超える 1 人につき、一般 300 円、高校生以下 150 円を加算した額	

(2) 年度別実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
利用料金収入（円）	21,881,788	19,951,645	22,046,037	21,293,157

(3) 月別実績

① 令和4年度

	プール 利用料	プール利用 回数券	プール 専用使用料	スタジオ 利用料	旧プール 使用回数券	小計
4月	338,760	436,818	909,175	94,600	200	1,779,553
5月	446,370	520,500	1,310,175	90,300	200	2,367,545
6月	600,240	539,000	927,800	111,000	100	2,178,140
7月	779,710	549,909	1,096,150	109,500	400	2,535,669
8月	792,560	695,636	779,625	88,800	0	2,356,621
9月	498,680	445,000	504,700	100,100	0	1,548,480
10月	449,090	398,000	542,800	126,200	0	1,516,090
11月	354,900	405,909	947,950	87,800	0	1,796,559
12月	267,000	288,000	815,300	80,100	0	1,450,400
1月	274,910	322,363	578,625	98,400	100	1,274,398
2月	310,800	367,818	621,875	86,800	100	1,387,393
3月	309,540	347,000	908,900	125,500	0	1,690,940
合計	5,422,560	5,315,953	9,943,075	1,199,100	1,100	21,881,788

② 令和5年度

	プール 利用料	プール利用 回数券	プール 専用使用料	スタジオ 利用料	旧プール 使用回数券	合計
4月	368,750	437,000	1,147,225	103,000	0	2,055,975
5月	453,300	518,636	1,018,275	91,600	800	2,082,611
6月	571,200	571,000	1,171,900	110,000	300	2,424,400
7月	511,470	257,729	1,825,675	124,600	200	2,719,674
8月	327,900	215,909	1,289,800	57,100	0	1,890,709
9月	0	0	84,000	0	0	84,000
10月	190,800	120,637	434,400	57,600	0	803,437
11月	290,700	369,909	721,600	90,300	500	1,473,009
12月	217,600	326,000	920,550	98,300	700	1,563,150
1月	231,400	412,182	593,000	89,200	400	1,326,182
2月	262,300	420,818	656,700	65,000	300	1,405,118

3 月	263, 080	304, 000	1, 472, 100	84, 100	100	2, 123, 380
合計	3, 688, 500	3, 953, 820	11, 335, 225	970, 800	3, 300	19, 951, 645

※ 特別国民体育大会燃ゆる感動かごしま国体水泳競技会や特別全国障害者スポーツ大会燃ゆる感動かごしま大会水泳競技、世界マスタース水泳選手権 2 0 2 3 九州大会の開催による開館日数の減により収入が減少となっている。

③ 令和 6 年度

	プール 利用料	プール利用 回数券	プール 専用使用料	スタジオ 利用料	旧プール 使用回数券	合計
4 月	371, 550	316, 727	1, 110, 250	70, 700	0	1, 869, 227
5 月	419, 590	504, 637	1, 060, 100	90, 600	400	2, 075, 327
6 月	546, 200	514, 000	827, 450	160, 600	200	2, 048, 450
7 月	638, 050	499, 819	1, 217, 900	161, 500	0	2, 517, 269
8 月	891, 560	638, 636	402, 675	158, 700	1, 500	2, 093, 071
9 月	469, 740	407, 000	1, 194, 400	222, 800	500	2, 294, 440
1 0 月	514, 760	544, 000	516, 675	159, 100	400	1, 734, 935
1 1 月	430, 100	496, 182	767, 750	146, 400	0	1, 840, 432
1 2 月	283, 680	333, 000	633, 850	110, 000	0	1, 360, 530
1 月	256, 300	266, 273	764, 150	89, 200	100	1, 376, 023
2 月	262, 040	368, 363	618, 000	95, 000	0	1, 343, 403
3 月	304, 080	357, 000	732, 950	98, 900	0	1, 492, 930
合計	5, 387, 650	5, 245, 637	9, 846, 150	1, 563, 500	3, 100	22, 046, 037

3 光熱水費

(1) 電気実績

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	平均
使用量	2, 836, 427	2, 869, 577	2, 980, 551	2, 895, 518
実績額（千円）	53, 325	49, 988	54, 531	52, 615

※ 上記の実績額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額である。

(2) 水道実績

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	平均
上水道使用量	37, 471	36, 193	39, 549	37, 738
下水道使用量	31, 245	30, 887	33, 228	31, 787
実績額（千円）	18, 875	18, 414	19, 924	19, 071

※ 上記の実績額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額である。

4 修繕費

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
件数	39	58	66	54
実績額（千円）	2,855	6,721	6,406	5,327

※ 上記の実績額は、1件あたり100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下の実績であり、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額である

5 備品リスト

(1) メインプール用品

No.	品名	数量	単位	保管場所
1	コースロープ 50m×Φ150M/M	13	本	器具庫
2	コースロープ 25m×Φ150M/M	18	本	
3	コースロープ巻取り器 SUS 製	28	台	
4	背泳用標識	2	式	
5	スターター台	2	台	
6	個人用表彰台	1	式	
7	リレー表彰台	1	式	
8	表彰用マット W1.8m X L18m	1	式	
9	選手・役員用イス	70	脚	
10	招集用ベンチ	40	台	
11	ハンドマイク	10	台	審判員室
12	モクヘリン新鍮製	10	個	
13	長距離用回数表示ボード	10	台	器具庫
14	ビート板整理棚アルミ製 4段	2	台	
15	ベンチステン 1200	12	台	
16	高圧洗浄機	1	台	
17	ステンレス車椅子シート地・メッシュ(青)	1	台	ロビー側倉庫
18	担架	1	台	医務室
19	担架収納箱	1	台	
20	救命リングブイ 20m ロープ付	12	個	器具庫 メインプール サブプール 飛込プール
21	監視台アルミ製	4	台	器具庫
22	スパインボード	1	台	医務室

23	医務用ベッド	2	台	
24	全自動ブーフレロボット一式	2	台	器具庫
25	仮設コースライン 25m (水底ライン)	10	式	
26	ターンボード SUS 製	20	式	
27	プール脱着式階段	1	式	
28	タッチ板	22	枚	
29	スタート台	20	台	
30	競泳用自動審判計時装置 (プリンティングタイマー) PT-8000 一式	2	台	放送記録室
31	PS (スターター用スピーカー) 一式	2	台	
32	記録用 PC 一式	8	台	
33	バックストロークレッジ (10 台収納)	2	台	器具庫
34	電子ホイッスル	2	個	事務所

(2) 飛込プール用品

No.	品名	数量	単位	保管場所
1	ステンレス製審判台 (記録台付)	5	台	観覧席倉庫
2	スタンド付審判長ブザーマイク	1	セット	飛込プール
3	フラッシュカード (10 枚 1 組)	10	組	
4	プールクリーナー4 型エンジン式	1	台	
5	スパインボード	1	台	
6	トランポリン付スパッティング一式	1	台	サブプール
7	スタート台	6	台	観覧席倉庫
8	スタート台用 台車	2	台	
9	コースロープ	6	台	
10	コースロープ 巻取り機	4	台	
11	ダイビングボード	4	枚	

(3) 水球用品

No.	品名	数量	単位	保管場所
1	水球ゴールゴール・ネット各 1 対 (2 台)	1	対	アクア倉庫
2	練習用水球ゴールゴール・ネット各 1 対 (2 台)	1	対	観覧席倉庫
3	水球用得点板	2	台	審判員室
4	センタリング装置一式	1	組	器具庫
5	ボールスタンド SUS 製 2 個用	2	台	
6	パーソナルフアール表示板一式	2	台	
7	水球用フィールドロープ フロートΦ110	1	式	
8	水球審判台 H400・600M/M (2 段階切替式)	32	台	
9	審判台滑り止めマット厚さ 2.9M/M	8	枚	
10	水球用帽子イヤガード付 26 枚 1 セット	2	セット	

11	水球用タイマー電源装置	1	式	
12	大会用ベンチ(監督・コーチ・選手控)	8	台	
13	ミニポンプ	1	台	

(4) アーティスティックスイミング用品

No.	品名	数量	単位	保管場所
1	審判台ステンレス製 記録台付	5	台	器具庫
2	フラッシュカード 10 枚 1 組	1 0	組	
3	水中スピーカー	4	台	審判員室

(5) サブプール用品

No.	品名	数量	単位	保管場所
1	サークル時計 (アナログ計)	1	台	サブプール
2	プールクリー (手動) 一式	2	台	
3	コースロープ	7	本	

(6) 事務系

No.	品名	数量	単位	保管場所
1	コインロッカー (小)	2 3	台	男子更衣室
2	コインロッカー (大)	7	台	
3	コインロッカー (小)	2 3	台	女子更衣室
4	コインロッカー (大)	7	台	
5	コインロッカー (大)	3	台	多目的更衣室
6	6 人用ロッカー	8	台	職員更衣室
7	丸テーブル	8	台	エントランス 1 階
8	事務机	5	台	事務室
9	LHテーブル	1	台	
10	会議机	4 0	台	会議室
11	丸テーブル	5	台	アクアラウンジ
12	応接セット	1	セット	応接室
13	事務机セット	2	セット	中央管理室
14	イス (受付内)	4	脚	事務所
15	イス (受付外)	4	脚	受付
16	チェアー	2 4	脚	エントランス 1 階
17	長椅子ベンチ	1	脚	エントランス 2 階
18	事務用イス	5	脚	事務室
19	MC チェアー	3 8	脚	会議室
20	会議机用イス	8 0	脚	
21	イス	8	脚	パウダー室
22	ベンチ	2	脚	更衣室前

23	イス	4	脚	監視員室
24	救護用イス	2	脚	医務室
25	ソファ	2	脚	2 F 授乳室
26	椅子	20	脚	アクアラウンジ
27	書庫セット	1	セット	事務室
28	両開き保管庫	1	本	審判員室
29	書棚	1	本	監視員室
30	下足入	1	個	監視員室廊下
31	薬品棚	1	本	医務室
32	整理棚	2	台	ショップ倉庫
33	書庫セット	2	本	中央管理室
34	券売機	2	台	受付
35	カタログスタンド	1	台	
36	卓上パンフスタンド	1	台	
37	行事予定表	1	台	事務室
38	金庫	1	個	
39	意見箱	1	個	エントランス 1 階
40	ローパーティション	2	個	観覧席
41	簡易間仕切	1	個	医務室
42	案内板	2	台	更衣室
43	自動体外式除細動器（AED）	1	組	エントランス 1 階